

## 八王子市建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度に関するQ&A

令和7年（2025年）12月19日

NO.	質問	回答
1	建築士の説明義務が適用されるのは、いつからか。	令和8年（2026年）4月1日以後に建築士が設計の委託を受けた建築物について適用します。
2	建築士には再エネ設備の説明義務が課されるが、再エネ設備の設置については義務ではないということか。	再エネ設備の設置は建築主の <u>努力義務</u> のため、本制度における設置は任意となります。
3	建築士が説明をしなかった場合の罰則はあるか。	罰則の規定はありません。
4	建売住宅の場合、建築士が説明する相手は誰か。	購入者ではなく、建築主（建築を行う事業者）に対し説明を行う必要があります。
5		
6		
7		
8		
9		
10		

※Q&Aについては、随時、更新を行います。